

名古屋市地域防災計画

— 原子力災害対策計画編 —

<平成29年6月・修正案>

名古屋市防災会議

連番	頁	修正前	修正後	備考
66	5	<p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</p> <p>略</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)</p> <p>略</p> <p>これらの緊急事態区分の判断基準として、原子力施設の設定の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「EAL」という。)を設定する。各発電用原子炉 <u>(追加)</u> の特性及び立地地域の状況に応じた EAL の設定については、原子力規制委員会が示す EAL の枠組みに基づき原子力事業者が行う。</p> <p>なお、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、表2のとおりである。(表2)</p> <p>2 略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>表1 原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等 (1/2) 抜粋</p> <p>表 略</p> <p><u>(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成28年3月1日)</u></p> <p>表1 原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等 (2/2) 抜粋</p>	<p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</p> <p>略</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)</p> <p>略</p> <p>これらの緊急事態区分の判断基準として、原子力施設の設定の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「EAL」という。)を設定する。各発電用原子炉 <u>施設</u> の特性及び立地地域の状況に応じた EAL の設定については、原子力規制委員会が示す EAL の枠組みに基づき原子力事業者が行う。</p> <p>なお、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、表2のとおりである。(表2)</p> <p>2 略</p> <p><u>表 1, 2, 3: 出典「原子力規制委員会」原子力災害対策指針 平成29年3月22日より</u></p> <p>表1 原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等 (1/2) 抜粋</p> <p>表 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>表1 原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等 (2/2) 抜粋</p>	<p>原子力災害対策指針の改正</p>

原子力対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>表 略 <u>(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成28年3月1日)</u> 図1 防護措置実施のフローの例 図 略 <u>(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成28年3月1日)</u> 表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 表 略 <u>(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成28年3月1日)</u> 表3 O I Lと防護措置について 表 略 <u>(出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』平成28年3月1日)</u></p>	<p>表 略 <u>(削除)</u> 図1 防護措置実施のフローの例 図 略 <u>(削除)</u> 表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 表 略 <u>(削除)</u> 表3 O I Lと防護措置について 表 略 <u>(削除)</u></p>	
67	28	<p>第3節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物 災害発生時の応急対策 第1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 略 2 事業者は、1の事態が生じた場合、遅滞なく<u>文部科 学省</u>へ届出を行う。 3～9 略 第2～第10 略</p>	<p>第3節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物 災害発生時の応急対策 第1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 略 2 事業者は、1の事態が生じた場合、遅滞なく<u>原子力 規制委員会</u>へ届出を行う。 3～9 略 第2～第10 略</p>	組織の改正
68	31	<p>第4節 核燃料物質等の輸送中の事故による応急対策 第1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 事業者は、事故が発生したときは、事故の概要等について原子力規制<u>庁</u>に直ちに通報し、市町村、県、県</p>	<p>第4節 核燃料物質等の輸送中の事故による応急対策 第1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 事業者は、事故が発生したときは、事故の概要等について原子力規制<u>委員会</u>に直ちに通報し、市町村、県、</p>	標記の整理

原子力対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>警察、消防機関、第四管区海上保安本部に速やかに通報するとともに、事故現場周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市町村、県、県警察、消防機関に連絡するものとする。</p> <p>2～8 略 第2～第14 略</p>	<p>県警察、消防機関、第四管区海上保安本部に速やかに通報するとともに、事故現場周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市町村、県、県警察、消防機関に連絡するものとする。</p> <p>2～8 略 第2～第14 略</p>	
69	45	<p>第2章 災害復旧計画 第1節 災害復旧（放射性物質災害、原子力災害） 略 第1～第9 略 付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 ※略</p> <div data-bbox="297 858 1070 1034" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・ <u>实用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分及びEALの在り方、原子力災害対策重点区域の範囲並びにオフサイトセンターの在り方</u> ・ 略</p> </div> <p>※原子力規制委員会（原子力災害対策指針：<u>平成28年3月1日</u>）における今後の検討課題 略</p>	<p>第2章 災害復旧計画 第1節 災害復旧（放射性物質災害、原子力災害） 略 第1～第9 略 付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 ※略</p> <div data-bbox="1115 858 1888 1034" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・ <u>発電用原子炉以外のEALの在り方</u> ・ 略</p> </div> <p>※原子力規制委員会（原子力災害対策指針：<u>平成29年3月22日</u>）における今後の検討課題 略</p>	<p>原子力災害対策指針の改正</p>

